

第213回国会（常会・令和6年1月26日～令和6年6月23日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律

法律名	所管	成立日	公布日	施行日	概要	参考資料
生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律	厚生労働省	令和6年4月17日	令和6年4月24日	一部を除き、令和七年四月一日から施行	単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、生活困窮者住居確保給付金及び進学準備給付金の支給対象者の追加、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施、社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等の措置を講ずる。	資料A
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律	国土交通省	令和6年5月15日	令和6年5月22日	公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行。	広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進するため、広域的特定活動及び拠点施設に特定居住の促進に係る活動及び施設を追加するとともに、市町村による特定居住促進計画の作成及び同計画に定められた事業等の実施に係る関係法律の特例、特定居住促進協議会の設置、特定居住支援法人の指定制度等について定める。	資料B
地域再生法の一部を改正する法律	内閣府	令和6年4月12日	令和6年4月19日	一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。	地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域住宅団地再生事業計画について、記載事項の見直し及びこれに伴う関係法律の規定による許可等の特例の拡充、地域再生推進法人による提案制度の創設等の措置を講ずるとともに、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例の創設等の措置を講ずる。	資料C
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律	国土交通省	令和6年5月30日	令和6年6月5日	一部を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るため、居住安定援助計画及び住宅確保要配慮者の家賃債務の保証に関する業務を行う家賃債務保証業者の認定制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の拡大、終身賃貸事業者が行う事業に係る認可手続の見直し等の措置を講ずる。	資料D
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律	内閣府	令和6年6月12日	令和6年6月19日	一部を除き、令和七年四月一日から施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる。関連して宅地建物取引業法が一部改正され、宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直しが行われる。	資料E